

# 清鮮間の兀良哈(ワルカ)問題

田中克己

## 一、明末の兀良哈

明代これが属国として、年々の朝貢を欠かさなかつた李氏朝鮮は、鴨綠江下流方面で明と國境を接したが、その山嶺以上ならびに豆満江流域では、明の属夷なる女直(女真)と探し、そのため複雑な關係を維持した。

女直は数においては、もとより朝鮮の人口の比でなかつたが、古来、勇敢をもつて鳴つた民族であるので、時あつては朝鮮を臣し、その國境にも変改を加えたのである。

いな朝鮮の國境内にも多数居住し、しかもその本来の勇敢性を失わなかつたので、隠然たる一敵國を処々に形勢し、たとふ紛糾を起した。

この不安な北鮮の状況が全く解消し、朝鮮の國境が安定するのは、鮮内に一人の女直をも見ぬに至つてからで、ここにおいてはじめて朝鮮の版圖が確定したのである。いまこの間の経緯

すべてを論ずるとまはらないが、明末清朝の一期間をとらえて、朝鮮の女直問題の経明を論ずたいと思ふ。

朝鮮史料では、女直はおおむね野人とするされるが、これがまた斡朵里、兀良哈、兀狄哈など幾多に分類される。そのうち斡朵里が明人のいわゆる建州女直であつて、この集團より清朝の開基者、太祖ヌルハチを出したことはいうまでもない。

兀良哈は豆満江流域にいた女直で、清朝側の記録の東海の瓦爾達 Warka にほほ當ることば、醫師和田清博士の説かれるところである。

兀狄哈はこれらに劣らず、朝鮮の記録に頻出するが、その民族的所屬については疑問がある。ともあれまた嫌真・南突・靺覓者などと分たれ、その生地は豆満江内外にも見られた。

これらの三者のうち、兀良哈が朝鮮とは最も關係が深かつた。李朝実録魯山君日記(卷三)の二年(一四四五)三月己巳の条には、東北辺の女直のことを述べて、

少有違背、擅囚擯杖。

とある。これは六鎮の女直、とりわけその大半を占めた兀良哈が、全く韓人化したことを伝えるものといえよう。

## 二、兀良哈の動揺

前述したごとく韓化し、平静だつた兀良哈の在地に、新しく動揺が起つたのは、李朝の宣祖の代になつてからであつて、宣祖実録(卷一)の十六年(元曆一)二月壬辰の条に

北道兵使李濟臣書狀、慶源府藩胡尼湯介等背賊、阻慶源及河山堡。

とあるにはじまる。尼湯介は五月戊戌の条には会寧會と見え、また同書(卷一)の二十四年(一六〇二)二月己丑の条には、その子らが前年の十二月に妻子を率いてヌルハチの城中に投じたなどの記事が見えるが、清朝側の記録には比定できない。

ともかく、これを初めとして威鏡北道方面はにわかには騒がしくなつたが、この宣祖十六年は、あたかも建州女直の一小酋の子ヌルハチが率兵したといわれる年である。これは全くヌルハチの興起をも可能とした女直の動揺、ないし奮起を示すものにはかならない。女直全体が動揺し、その結果、江内の温順な兀良哈さえもが動きはじめたのである。

尼湯介の乱は近くの同族に波及した。宣祖実録(卷一)十六年五月甲午の条には

北兵使書狀、賊胡三千余騎、屯聚鍾城江辺……大藥會軍、鍾城・穩城等藩胡、与慶源之胡通謀背叛……

と、以下に兀良哈等の名をあげ、家族数をもしるしてゐる。火刺温は海西女直であるが、これを怒派江(怒派)や具州(怒派)に住む兀狄哈とは除外して、他は家族の数さえも定られるほどだつたのである。この記録によれば会寧・鍾城・穩城・慶源・慶興五鎮のうち、藩胡と称せられる女直は、会寧鎮では斡朵里と兀良哈の二種、慶興鎮では骨着と女直と称せられるものが折込されるに對し、鍾城・穩城・慶源の三鎮の藩胡はほとんどすべて兀良哈とされるされている。かくて五鎮の藩胡の過半数は兀良哈によつて占められていたのである。

これらの藩胡は朝鮮との間に種々問題を惹き起したが、それは概ね斡朵里もしくは兀狄哈によつてであつて、兀良哈はこれと異つていた。その理由は燕山君日記(卷五)に

兀良哈乃野人中平兵、斡朵里乃大金支裔也とあるごとく、性格的にも斡朵里や兀狄哈と異つていたからのものである。

ともあれ慶北江内の女真は在住久しきに及んで、韓人と全く差別なき様子となつた。李朝実録にも兀良哈の名称はほとんど見えなくなる。明宗実録(卷九)四年(一五四九)六月丙寅の条には、鍾城の野人(女)之哈乃のことを記してそのつづきに

近來六鎮之將、以城底胡人稱同編氓、懲歎刑罰、略不蕃語、

という。慶源・鍾城・穩城は前掲の魯山君日記の記載では兀良哈の住地であり、会寧は兀良哈と幹菜里の結居の地である。兀良哈の動搖に疑いをいれない。

この乱はまもなく尼湯介の帰順で収まつたが、宣統二十年(一九一八)九月には、鹿屯島に女監が侵入し、ここにいた鮮人を捕え去つた。鹿屯島は豆満江口にあり、宣統十六年以來、女監の侵入にそなえて屯田の行われていたところである。

朝鮮ではこの返報として豆満江左岸に軍を出した。宣統修正史録<sup>(二)</sup>には二十一年正月の条に

北兵使李鑑巡到慶興、遣薩候金通秋、領四百騎、乘海濱江、曉發楸島叛胡、斬三十三級。繼發吉州以北諸鎮兵二千余騎、會寧府使辺彦瑋・穩城府使楊大樹・會寧府使李之詩為將領、潛師渡江、夜襲時錢、焚二百余家、斬三百八十余級、蓋討鹿島之罪也

とある。鹿屯島に侵入したのが豆満江左岸の時錢部落であつたことを明らかにする。この方面に居住したのは母音兀良哈であつたが、この兀良哈は必ずから。

兀良哈五人不敵我一人、朝鮮千人不敵我一人

と傲語した種族であるから、溫順な兀良哈さえも動搖したこの時期に、平穩でいられた筈はない。

しかしこの間に最も活躍したのは、幹菜里すなわち建州女直であつて、周知のごとくこれが擁立するヌルハチは、丁亥の年(一九一〇)には、いまの二道河子に城を築き、戊子の年すなわち前縁の楸島討伐の翌年には、鴨綠江支流渾江畔の蘇完・棟鄂・雅

るともよりその都などある筈もないが、同記にはこれを

山上よりおらんかいの都を見渡せば、日本の都二つ程も有やらんと見へし

とするしている。

とまれ慶北への日本軍の侵入によつて、朝鮮の兀良哈統制力はますます弱くなつたに相違ない。また朝鮮援助のため遠東の明軍の出征したことは、明の女直対策をもこれまた無に化せしめた。

ヌルハチはこの形勢を機敏に利用し、辛卯の年(一九一〇)鴨綠江部を征服したあと、引きつぎ長白山部の珠舍哩・訥殿の二路を取つた。滿洲実録によれば、この二路は葉赫に附いたので、葉赫部を中心とする九部の軍を敗つたあと、ヌルハチが討つて取つたといふのである(一九一九)。

かくてヌルハチの領土と兀良哈の住地とは境を接することとなつたが、兀良哈はこのころますます独立の態度をとるようになった。宣統修正史録<sup>(二)</sup>の二十七年(一九一四)二月の条には

北兵使鄭見龍討滅易水部叛胡。自壬辰以來、蕃胡肆行寇抄。永建堡易水部落寇暴尤甚。鍾城・穩城之境、受其害。鄭見龍密發六鎮兵馬、以隆慶為先鋒、發葉集穴、胡人魏山為導、終日拒戰、隆慶負牌先登、宣軍繼之、城遂陷、尽獲胡人、老少死者七八百口。

易水部落の位置は明らかにし得ないが、永建堡近くの江六の部落が多年の溫順を異り、寇盜をなし、それが千歳以來というので文禄元年の清正の侵入のせいでとられる。なお征討の鮮

爾南三部をあわせ、辛卯の年(一九一〇)には、長白山の鴨綠江部を討つて降したといふ。

かく平安北道に隣する女直すべてが、ヌルハチの勢力下に統合されたのである。威鏡北道方面の女直のことが李朝実録には、しばらく記載を欠いているとしても、内部的には深い動搖が存したに相違ない。

しかも周知のごとく、宣統の二十五年は、日本の文禄元年で、四月に釜山に上陸した日本軍は、五月京城を陥れ、ただちに部署をきめ、小西行長らが軍祖を追つて平安道に進んだのに対し、威鏡道には加藤清正らが赴いた。途中ほとんど抵抗を受けないうで、会寧に到着し、臨海・順和の二王子を捕えたが、このあとの日本軍の動靜を清正記は次のごとくしている。

清正はおらんかいの種子をはいれく(寧)人に通詞を以尋むるに、おらんかいと申は弓の上手にて、心かひく敷國のよし申、清正手を打日本人の弓矢の風をおらんかい人にみせん、道はいか程有や。是より四里半程行は在家有、それより一里行は城有、第一行はおらんかいの都のよし申。さらはいれくの密案内者を可信、かの所へ押寄へし、味方打なきしにはいれく人五百に何も南無妙法蓮華經の文字を書、笠に付させ、先へ押立、おらんかいの内あんたと云城へ押寄(下略)

軍記の例にもれず文学的であるが、突は朝鮮の史料からしばらく姿を消していた兀良哈の名称が、なおこの當時も生きていて、日本人の耳におらんかいとしてとまつたことを明証する

軍の先頭には降侯が立つたということも、日本人の影響がこの方面に強に働いたことを証する。

滿洲実録には、丁酉の年(一九一七)の条に

(註)布占泰亦因身葉赫通……將滿洲新屬瓦爾喀部內安楚拉庫・内河二外路長羅屯・葛什屯・旺吉努三人、許獻葉赫、請其使而招服之。

という箇所があつて、安楚拉庫は秘葉書古博七の塔記されるごとく松花江の支流大小圖拉庫水流域、内河は茂山の谷地である。茂山は朝鮮側史料には東良、東良北として見え、幹菜里・兀良哈の雜居の地であるから、滿洲実録の「滿洲新屬」は「幹菜里居住」の別語と見てよからうが、ここがこのころ馬拉部から葉赫部の勢力に移つたといひ、崇成戊の年(一九一六)の第バヤラ、費里子ニエ・エンを將とする安楚拉庫路征服の理由とする。

前掲の長白山部征討の理由と全く同じなので、疑えば疑えるが、兀良哈が葉赫に倚頼したことは、宣統実録<sup>(六)</sup>に易水部落征討の記事をのせ、その際、包圍を受けた部落は胡語をもつて

請其於忽刺温、今既五日、任汝血戰、吾當萬日と大嘯したことをしるす。忽刺温はすなわち烏拉部で、この烏拉が部長布占泰をヌルハチに捕えられたのも、葉赫部がこれに代つて、この方面に勢力をもつたのは事實である。

しかし宣統実録<sup>(八)</sup>には三二年(一九一七)二月三年の条に

北兵使吳忠台馳啓曰、興利胡人言内、兀阿亦分作兩道起軍、指向伐引等部落出来、設計鉄年四十部釐下、南略耳部、落已為出寇、時方軍馬蹙蹙、中路被延部部落胡人等險路修

治、酒肴持備、待令見知。

とあつて、兀阿赤はヌルハチを写し、その鉄甲軍をもつて南略耳、淑延等の部落をすでに従えてゐることをいう。南略耳は南羅耳とも写され、いまの娘々庫、滿洲実録の安楚拉庫に當ることは、池内博士の考定されたとおりであり、淑延は露延と同姓でこれまた池内博士のいわれるごとく滿洲実録の訥延である。これを若地として、萬曆二十五年にすでにヌルハチ軍は、金寧より西二百七鮮里の兀良哈の住地伐引まで追つたのである。

これよりして滿洲実録の記載は、安楚拉庫路征服を故意に一年おくらしていることが判明する。

かかる形勢は朝鮮をして不安ならしめた。宣祖実録(卷一)の三十一年(元曆二六)五月丙戌の条には、日本軍を伐つたために在韓の明の經理楊滿の接待に當つた韓官は、咸鏡道の事情如何を問われて

奴兒哈赤動兵、攻勦江辺居胡人三百余家、又斃數百余人、來到三水郡禁耕地一方、屯住耕種

といひ、楊滿に旨を派して嚴禁してくれるよう請うたが、楊滿は笑つて

朝鮮多金文人、何不賦一詩退此虜

といつたといふ。日本軍との對戦にその違をもたない明の入境の外交辭令だつたのである。

安楚拉庫とともに葉赫に通じたといふ内河すなわち叡山方面はといふと、宣祖実録(卷九)の三十一年三月丁酉の備辺司啓には

と答えた。茂山の女直は大損害を受け、このとき遁れた老土はなお朝鮮に寓してゐる同族を攻めると同時に、ヌルハチに投じたようである。

かく金寧方面の女直が朝鮮の攻撃によつてヌルハチの麾下に附くとともに、鍾城・穩城方面も騒がしくなつた。宣祖実録(卷四)の三十四年(元曆二九)二月甲申の条には北兵使李守一の啓をのぞ

穩城城深地水乙虛・交老兩部落之胡、居於要路、自許年臘年叛、素稱別種、年前八月分、此胡等与鍾城城將胡爾敦介、作爲腹心、忽賊締結、為其嚮導、乘夜來襲藩州、三於圍城……

といひ、穩城・鍾城の女直の前年八月に叛き、忽賊すなわち忠拉部の勢力下にあつたことを明らかにする。

水乙虛・交老の二部落の位置は明らかでないが、宣祖三十四年正月二十七日に穩城を發した朝鮮軍は翌日黎明には二部落に達し、二百余名を斬首して引揚げたといふから、穩城鎮より極めて近い場所にあつたことが知られる。

かゝつた朝鮮よりの討伐を受けた女直——その大部分は兀良哈であつた——は、自らの安全を計るためにも、同族の大勢力に頼るを得ず、烏拉部もしくは葉赫部という海西女直に非ずんば、建州女直より起つたヌルハチの下に馳を参ざることをなした。

宣祖実録(卷一)三十四年三月辛亥の条には、備辺司の回啓をのぞ

觀金寧等処藩胡為賊胡所焚掠之報

とあるごとく、ヌルハチ軍の焚掠を受けたが、この方面の代表者は老土であつた。これは前掲滿洲実録丁酉の年の条に見えた羅耳に相當ないが、ヌルハチの招諭を受ける

我社上以來、世仰朝鮮一百余年、無事居生、兀阿赤以某事招我取

と答えて、これに志せず築城興險して抵抗の用意をしたといふ(宣祖実録(卷一〇)三)。葉赫への応援の使ももつとより出したことである。

かゝつた朝鮮との縁故を降服拒絶の理由とした老土は、その翌々年なる宣祖三十三年(元曆三〇)朝鮮の兵の攻撃を受けた。この攻撃の理由は、宣祖実録(卷一)の左議政の李德馨の言に見えていて

朝鮮言罪政討、一筆示威……以答舒我國之氣、震驚駭喪之心、語謂懼服、邊民自此可以按堵而耕藝矣

といひ、叡山方面を威服するためであつた。この征伐が成功したことは、ヌルハチの側よりも朝鮮にしらされた。宣祖実録(卷一)の同年六月乙酉の平安道觀察使徐濬の馳啓では、滿浦よりの報として、従来より朝鮮との接衝に當つたヌルハチの部下董坪市の言として

因水士胡人聞、去四月、朝鮮軍馬突入於北道老土部落葉赫云といひ、さらに老土の生死如何を問われて

老土胡恐有此患、當時謀避深山、故僅以身免、而老土所屬部落七處、無遺焚燬、大衆死亡之數、幾至萬余名云

城薩藩胡隊々成群、誘妻挈子、頗有散家移入之狀、老酋(ハチ)遺賫行賈之說、尤為可慮、撤我藩胡、無所遮障、偵探之軍使不得通、後日之患極力虞危……

といつてゐる。鍾城・穩城の城内に住む兀良哈は、このころすべて百濟江を越えてヌルハチの下へ赴いたのである。

かく兀良哈の降服を受けたヌルハチが、八旗組織の中核をなす牛家(ウヘ)の制を定めたのは、滿洲実録では、あたかもこの年のこととされている。前年にこぼした南關哈達の降人や、この兀良哈の來歸者を結れたヌルハチは、確乎たる軍制を定める必要があつたのである。

### 三、兀良哈の争奪

朝鮮が兀良哈の叛逃に対して無関心でなかつたことは、前述宣祖三十四年三月の備辺司回啓によつても知られるが、これを引きとめる方も方策もたなかつた。兀良哈に對してはヌルハチと海西女直とが、積極時に関心をもちた。しかもこの二者は極めて不和であつた。

滿洲実録を説くまでもない。宣祖実録(卷一)の三十六年(元曆三二)三月甲申の条には、朴乃成の上疏をのぞ、この状態を

老酋与羅里・裴隱達・夫哈爾古・青郎古等角力争衡

と極めて簡略に記してゐる。羅里は葉赫部長那林布極、裴隱達は輝發部長押音達理、夫哈爾古は葉赫の右揚古、青郎古は烏拉部長布古泰に相當なく、哈達に属したといふ、この三部が老酋(ヌルハチ)の女直制覇の敵手なのである。

彭孫貽の山中聞見録一建州には

太祖与海西忽刺温約婚、旁騎黑龍江、諸部、侵朝鮮、諸國、  
關堡

というのも、明人から見たこのころの女直の形勢の概述であるが、ヌルハチが葉赫から迎えた福金(五古哲)は、あたかもこのころ(一六〇三)過ぎ、この直前には烏拉から阿巴海を迎えた(一六〇二)のではあるが、婚姻政策では永久平和は望むべくもなかった。この記事に見える黒龍江は明人の記事の常として、マムールではなく松花江でも豆満江でもよいわけであるが、この方面の同族獲得のためにも海西とヌルハチとの争いは避くべくもなかつた。

山中聞見録の伝える海關堡攻陷は宣統三十八年(一六〇三)のことであるが、これが実はヌルハチの軍兵の所為でなく、烏拉部の侵入によつてであつた。

宣統實錄 卷一 三十八年四月丙申の条には李瑞童の書状のを去三月十五日未明、忽賊幾至八九千、一齊開城……頃刻之間陷没云

とあり、忽賊は前述の如く、忽刺温すなわち烏拉部である。烏拉部にすでに萬曆三十五、六年ごろからこの方面に勢力を及ぼしていたが、九部の戦で敗れ、都長布占泰をヌルハチに捕えられたが、その講和後、放たれてこの方面に脱出を計つたと見られる。何比耳すなわち布占泰がみずから瀋陽に来つたことは、宣統實錄 卷一 の同年四月壬午の条の北兵使金宗得の状略に

臣在穩城時、府境深處都魯章斗・石乙將介來告曰、張者忽

至於何叱耳殺牛祭天、与如許蒙古聚軍点閱、則凶謀所在極為匪測

と朝鮮を憂えしめた烏拉都長布占泰の、殺牛祭天の行事は必ずやヌルハチとの決戦にそなえてであつたろう。

もとより朝鮮に対しては、容易に侵犯の手をゆるめず、宣統三十九年(一六〇六)七月には、訓政僉使元守身をして

忽賊大軍來臣興城諸處藩部、橫行焚蕩

と馳報せしめた。興城は鎮城に同じく、璦春の南の旧城址で、女直はここを「oi」城と呼んだ。このころ兀狄哈の生地とされていたことは宣統三十六年八月丁未、宣祖の間に額相事尹承勲が答えて

厚春江豆滿江之間有之、而設鎮作土城矣

といひ、王の肩回幾何との問には、特進官申棟が

相距二十里之間、而胡家彌滿

といつている。烏拉部の勢力はこの方面にまで及んだのである。

ここに至つてヌルハチも黙視し得ず、まづ慶源府使に使者送つた。その言中には

我是家古遺種、專仰中國、兀良哈則向化于朝鮮、忽温則本以凶奴、無屬處、作屯居住、而朝鮮歸順藩胡、殺掠無算、至於流散

の句があつたといふ。これは烏拉部との敵対の関係をあらわにして、今後の鮮境での対戦に妨害のないようにとの配慮からなされたのであらう。なおこの時、使は文書をも携えたが、そこには王言が稱せられてあつたといふ。女直王と稱するからには、

魯、為久住、作返之計、挾二愛妻出來、及滿闕得利之後、彼亦有項、愛將也時太逢鉄丸而死、次將四人逢箭亦死、故何叱耳頓大軍向東穴、只留騎步五百名于什温、分付内、吾當於四月旬前更來、則限秋穀之熟、休兵留伴、侵伐朝鮮地方及我戰特、期以蕩滅云。

とあることによつて知られ、さらにこの時、久住の計さえもなしたことが知られる。性温は伴乙加遠とも記され、慶源鎮の江内の海關堡であつたといふ。女直の眼からは、豆滿江内の地が女直の地と考えられていた証拠となる。それゆゑ、布占泰は自らは一時、烏拉に帰ることとしても、兵をここ件退に留めたのである。

豆滿江の南流点以下、すなわち慶源、慶興二鎮の女直は、おむね兀狄哈と呼ばれる種族で、兀良哈と異つて不逞であつたことは、固知以來のことであつたが、兀狄哈と兀良哈を問はず、ここに至つて藩胡すべてが乱れることとなつた。

朝鮮では按問御史李廷諫をして南北道の砲手三千余名をひき、五月八日に件退を襲わしめたが失敗した。

一方、烏拉部は八月ごろには件退の駐兵を大半撤し、九月には朝鮮の職牒を受けた。これは明朝の勅書に當るもので、朝貢貿易の券なのである。

ヌルハチはこの間、この方面を烏拉部に委ね、これより鮮人の捕虜を置つていたといふ。しかし小紛糾はあつた様子で、宣統實錄 卷一 の三十八年九月甲午の備辺司啓に

今見威鎮監司李時發狀於前九月、虜虜相攻、雖是自中之事、

烏拉、葉赫など海西女直をも服屬せしめずには止まれなくなつたわけである。烏拉部に対するこの方面での準備は去年よりなされていた。

宣統實錄 卷一 四十年三月庚辰の威鎮道觀察使李時發の馳啓には

臣近觀老酋所為、自去年以來、設置一部於密略耳(威)張

折山外、以為己有、其志甚非尋常

といふ。また烏拉との対戦に先だち豆滿江南流点以下の女直に煽惑を勧めた。李時發の馳啓には、つづけて

今又誘魯水下蕩落、欲使遠近之胡尽附於己、江外諸胡積苦於忽温之侵掠、無不樂附於老酋、故去冬以後、投入於山外

者、其數已多、而此後兀良哈風爭附、此胡善持突非忽温之比といひ、ヌルハチの政治力は勝つて、豆滿江内外の女直、すなわちワルカ部は続々これに投じた。

さてヌルハチの軍は興城に到つた。ここは前述の如く烏拉部の攻圍を受け、城主策穆特赫「S.entehe」がヌルハチに援を乞うために赴いたので、この遠征ではまづこを目標としたのである。軍の將領は弟シユルガチ、長男チユイエン、次男ダイシヤン、ならびにフィヨンドン、フルガンであつたことは滿洲實録に見えらる。

この時、三哥は請えた藩胡を穩城鎮への文を托したが、これはすでに慶源・訓政商鎮に送つたものと同文で、

天朝(明)・朝鮮・我國、此三國一體相顧札義、而忽賊剪除藩胡、侵掠朝鮮、極為痛憐、其藩種我出率去、鎮定事知通事及可信藩胡率未議延差等

とあつたという。すでに女直國王の威儀をもち、また諸將をな  
わむワルカ部すべてを連れ去る決意を明らふにしている。  
朝鮮ではこれに對し、滿浦僉使の意向という形式で、軍官と  
通事とをヌルハチに遣はし

朝鮮乃天朝屬國、天子眷顧我國之意、你亦知之、且我國与  
你疆域相連、從前相好、你這人來此、則我乃爾遠、我固人  
入你境、則你乃遠送、少無嫌怨、永以為好。今者將將和名  
者、領軍由兩路耳之路、直抵吳城、而我國如撫夷・慶源・  
美錢・安源等鎮、無端渡江殺掠人畜、此豈你之過乎、必是  
你所遣之將、不能禁戢而然、誠不可應。至於江邊、住居人、  
婦孺、於我近二百余年、食我衣我、世々服育、而你今無端殺  
掠、若然則忽溫之所為、何可費也。你須急送差胡、速令撤  
回、以安彼此疆域云々

といわしめようとの備邊司の意見であつた。これは兀良哈とい  
わず、兀狄哈といわず、藩胡の所有權を主張するものであつ  
て、ヌルハチの志すところは全く反対である。

ヌルハチはこの藩胡の所有權は認めなかつたが、朝鮮の無土  
權は認めた。宣祖實錄の同月戊子の北兵使李時言の馳啓には  
老賊穿由我境、帖然過去……而所過闔里一無害、及至於歸  
城、村氓夫妻持馬一匹向城中、途上為老兵所擄、其符則令  
放還、以示和好之意、孰此為言、但云、遠來兵安、不得正  
徑路由行。  
とあつて、その歸境通過の非を認めていたことを明らかにして  
いる。

原則自防垣以上各處、諸種殘兵撤去、自該城以下各處部  
落、時未撤去云

とあつて、防垣以南の藩胡はみな移り、その移転には、これを  
監護する軍の來つたことが知られる。

これは必ず滿洲實錄の丁未年五月の

大崔令幼弟章札克圖貝勒・大將額亦都・費英東・恩爾滿轄  
等、率兵一千、往征東海窩集部、取赫磨赫・鄂謨和蘇魯・  
私訥蘇三處、獲入畜二千而回。

とあるに正しく當り、鄂謨和蘇魯 Onoho Saru は聯水浦すな  
わむ會軍でなければならぬ。

この時は兀良哈の半ばが移動し、兀狄哈には移動を勧めとい  
ると報じられたが、ワルカの移動はひきつづいて行われた。宣  
祖實錄一七の四十年十月丙戌の備邊司啓には

本月初八日以後各口馳啓辭緣、則皆是水下藩胡撤移事狀也  
と種城より下流の豆滿江畔の諸部落の移動をいい、つづけて  
各部藩落一時尽撤、而甚至搜掠海島、擄取埋骸、嚴制治者  
之狀、不一而足、惶土眷顧、情所必至、而潛殺差捕投江漢  
跡者、怨憤之心、亦可定矣

といひ、ワルカの移動が強制的であつたことを示し、またこの  
移動の理由を

老胡誘以自己族類、有此撤移之舉

といつて、ヌルハチの女直統合が理由だとしている。宣祖これ  
のワルカの諸部落はながてヘトアラ城の近くに住んで、滿洲八  
旗の一部分をなすのであつた。

この吳城遠征の歸路、シウルガチらの軍は烏拉部の襲撃を受  
けた。烏碯巖の戦もしくは門巖の戦と称せられるもので、もと  
よりヌルハチ方の大勝に終つた。

宣祖修正表録一巻四には、この戦のことを四十一年二月の条に  
しるし

建州衛胡會老乙可赤与忽刺温大戰於鍾城烏碯巖、大破之。  
といひ、また

忽刺温大敗、尽棄器械牛馬而走、老軍又從慶源城外而還。  
老賊此舉雖曰為我除患、而盛張兵馬、穿過我境、如入無人  
之地、藩胡之強盛始此  
といひ。

かくて收容した兀良哈などと威北境内外の女直は西北に移され  
た。宣祖實錄一六の四十年九月癸卯の李馨郁の啓には

尼丁遮那部三百余戸、已到沙遮耳田哲作家、二百余戸則隨  
後出來云

とあり、尼馬察 Nimaca 路の者がおそらく西北の地に移つた  
ことをいう。尼馬察はいまのどこに當るかは判明しないが、ワ  
ルカの地でも朝鮮に近い地点であつたことは、この記載からも  
証される。

またこの記事につづけて、ヌルハチが回波すなわち難陀部を  
伐つて勝つたことをしるしかつと

或稱老兵、或稱山外胡人、或稱藩胡者、或二三十騎、或五  
六十騎、逐日來余于慶源・訓戎等地、托稱藩胡移、時方  
中住、其數至六七百、而亦有糾合深奴互知介之消息云。藩

光海君日記卷五の元年(一六〇九)四月二十一日の條に附載する  
別單には

往在丁未(一六〇七)間、奴酋骨登二夜、將沿江伴胡、尽行擄  
掠、又攻時鎮、陷落、又將江邊胡人移置白頭山底、使形勢聯  
絡。上平春間、奴酋又移山外胡、移置建州衛城中。

という記事は、正しくこのことを証している。

同書二の同年十二月十九日の條には、北兵使李守一の馳報  
のそ

奴酋兵馬方在水下、攻掠諸部云  
といひ、これは威鏡監司張晩の解釈では

此賊自得利門巖之後、威行連東諸部、上年聞尽撤藩胡、得  
糧兵五六千、作為腹心之軍。今又孤軍遠來、懸入數千里之  
外、而忽溫等胡不敢窺望……前行遠交近攻之術、只撤藩  
胡、海上諸部使一介緩頰、暫行罷擊、而及今劫以兵威、又  
為掠去、得軍之數、必与藩胡同、又或過之、自其巢穴至北  
海之濱、並為其所布

といふことになる。この年、滿洲實錄によれば、太祖はフル  
ガチを命じて東海窩集部所屬の瑚葉路を征せしめ、人畜三千を  
獲て還つたという。窩集部はワルカ部と訂正すべきだが、それ  
はともかく、沿海州のニコリスタ以北にまで至る遠征軍のつれ  
帰る野人女直の群は、鮮人の耳目に知られたのである。ただし  
同書の同じくこの年二月の記事として見える。

太祖遣使致書於明國曰、鄰朝、鮮境、瓦爾喀部衆、皆吾所屬、  
有入朝鮮者、可依諭責焉。於是明高曆帝遣使諭朝鮮國、宣

千余戸焼之。  
 という事實は、明・朝鮮の史料には見えない。また明國がかか  
 る諭令を朝鮮に下すこともあり得ない。少数の朝鮮内地軍の  
 焼たるをそのき、鮮境のワルカ部の勢とすべてが、このころヌルハ  
 チの傘下に帰したと關係づけて作爲された記事であろう。  
 鮮境から離れたワルカ部の搜索には、この後も清朝は執拗で  
 あるが、そのことは他の論文にゆずる。

四、元良哈の刷還

前節のべた如く、清の太祖ヌルハチの同族意識は極めて強  
 く、遠く海島にまで搜索の手をのべ、欲すると欲せざるとに拘  
 らず、これをおおむね居城の近くに連れ來つた。これは一面か  
 らいえば、八旗軍の数的な補強策でもあつたろう。しかし連れ  
 來られた野人女直といえども、たちまち建州女直、海西女直と  
 伍して滿洲八旗の精銳をなした基本には、八旗制度の巧みな組  
 織とともに、元末、回族であつたことが理由をなしていたと思  
 う。

太宗の代となつてもこの方針に変化はなく女直搜索の軍は松  
 花江、黒龍江方面に出され、やがては女直でなくとも、これに  
 近いツングース、はたモンゴルの諸部にも懾服をすすめる軍が  
 出された。

故に崇徳元年(一六三六)末より二年初にかけて行われた第二回の  
 對鮮戰爭後、清軍の一部はわざわざ咸鏡道を通過して滿洲に遷  
 つたが、途中、ワルカの搜索もその一任務として与えられたに  
 疑いない。

化之余在者、想必無多、況大軍之回、幾盡掃末

といつて、その数の多くないこととともに、清軍が大部分とら  
 を掃つた、といつていられるところでは、咸鏡平安兩道方面のそれ  
 が概ね判明してつれいかれたのだと思われる。

しかしこの弁解は聴きいれられなかつたと見える。同書の咸  
 賓年(一六三八)五月二十七日付の狀態には清の太宗の言として  
 到今朝鮮慢視大國(一六三八)前後所言無一舉行、至如婦女婚媾  
 向化、逃還等事、寂無、無聲、

との叱責をするし、七月初八日の狀態ではまた清の戸部尚書龍  
 將(イングルダク)より

向化刷還之一事、毎々言之、而今以一箇老病之人、欲為無  
 費、此果誠信之清乎

と責められ、瀋陽に人質となつていた王世子が、向化とは自分  
 の代に帰化した者をいい、これはほとんど清軍撤退の時につれ  
 て行つた。子孫の代になつていられる者は鮮人と結婚して生まれ  
 のだから鮮人だ。初めの約案にも向化子孫刷還の令はなかつた  
 と答えると、龍將は、全國の表えたのも全羅・慶尚道で子孫を  
 こさえたのが向化子孫でこれは刷還しないでよい。本朝になつ  
 て扱ふた者は、自己の代でなくとも刷還しなければならぬ  
 のだといひ、敗國の悲しさに、この時あげられた六百九十餘人  
 を刷還しなければならなくなつた願末が、くわしくしるされて  
 いる。前掲の戸部の咨文は、この見解で、この人数への備忘な  
 のである。

崇徳四年五月二日付の仁祖より清の戸部への咨文には、既聞

相違ない。

それのみならず、城下の盟の中には、元良哈(ワルカ)をし  
 らべて送還する(刷還、刷送)ことが、朝鮮の義務として加え  
 られた(25)。

もとよりこれは空約ではなく、朝鮮は他の義務と同じく、き  
 びしくこれが勵行を督促された。

すなわち崇徳三年(一六三八)九月二十六日付の清の戸部の朝  
 鮮王への咨文には

戸部為刷還元良哈人戸及解送送回停口、准貴國書、送人口  
 俱已取訖、但咨內所云、隨得隨送、鱗次押送等語、似有耽  
 延之意、殊為不可、必須速加嚴查、全為解送、大凡事休、  
 速了則心亦自安

の箇所がある。俘虜となつた鮮人の逃げ還つたものと元良哈の  
 鬮差送還に、朝鮮側の不熱心なのを猜する清國は、その文書の  
 辭句をとがめ立てているのである。

女直の朝鮮に帰化したのを向化といふが、これの刷還も要求  
 されていたことは、瀋陽狀啓丁丑年(一六三七)九月初六日の条  
 に、

向化則當初投入之時、必為成籍、分置於各邑、按籍而查、  
 則刷還不難、而兩度所送、皆是六口、甚為零星  
 とあつて、帰化した元良哈は戸籍をしろればすくわかるの  
 に、判明した数が少いとて、これまた叱られていることわか  
 る。これに対し朝鮮側の弁解は

向化則初末之時、設有成籍、歲月已久、經過累也、己身回

道龍宮県で捕えた李豊孫、愍里同、永條の三人、泗川県で捕え  
 た金世斤・金永男・金彦男の二人、京畿広州で捕えた大春と合  
 計七人の刷還を報じ、この中、三人は指名されたものだが、他  
 の四人はそうでないのを畫べ出して送る。これで通計二十二  
 人、みな永年搜索し、獄に入れ、鞭うつてはじめて調べ出せた  
 のだといつていられる。

發見の場所も七人中六人までは慶尚道で、そのまた三人は南  
 道の泗川県なのである。これは刷還の困難を説明するよき資料  
 となつたろう。また金彦男の如きは帰化してより七代目であ  
 り、金世斤も六代目だといふ。女直というよりは、むしろ純粹  
 の鮮人に見えたことと思う。しかしこれが作為でないとは誰が  
 いえよう。清朝は決して甘い眼を見せなかつた。

崇徳三年(一六四〇)正月十二日付の太宗の勅諭の二節には曰く

朕原爾國反覆不常、質三三子、爾若能恪遵朕命、元良哈、人  
 戸、足行刷還、逃亡者、盡行縛還、凡有徵調不致稽遲、爾縱不  
 得藉來朝覲、遣所留任彼之子、稽首君父之前、如是則朕既  
 見爾之忠誠、疑心自釈、王之二子、朕必令之往來無間矣

すなわち朝鮮に対する清國の不満として敷えた数条の中に、  
 元良哈の刷還の不勵行も入つているのである。そしてその結果  
 の不信が、四年に亘る王世子と次子顯赫大君(後の孝宗)なら  
 びに夫人たちの故國への往來を許されず、今度、王の病氣の見  
 舞に王世子の帰國を許すに際しても、代りの質子を要求した願  
 白だとの勅諭の一節がこれなのである。

清國側の同族意識の強烈さを示すもう一つの例として挙げ得

るのは、この年四月也春(ボシエツト)遼東方面に米を運ぶ朝鮮人の監督に當つた鄭山河が、ここで咸北の芳垣鎮の土兵朴介孫等男女二十人を発見し、詰れば二年前に朝鮮から逃亡したものであることが判明した。そこで清國の戸部にこの旨、仁祖より告げると、即日、回答があつて、二十名を取調べたところ六名は鮮人だが、十四名は兀良哈の朝鮮に逃入したものが、またもとの処へ帰つて来ていたのだ、といつてこれは還さなかつた。もともと少数の女直より興つた清朝が、いまなお明國と對戦中ではあり、八旗の戦死者も見られるのだから、これは當然ともいえるが、兀良哈(ワルカ)が建州女直と全く同族であつたことを証明するのはなからうか。

しかし朝鮮にとつて全く当惑させるこの問題も解消する時期がついにやつて来た。世宗實錄<sup>四</sup>卷順治元年(仁祖三三)四月戊辰の条に

論朝鮮國王李倬曰、東遼瓦爾喀人、在爾塔未經察解、皇考念在爾朝鮮、与在我國無異、久欲停其察解、但宋時、今朕仰体皇考聖意、其察解人、永行停止。

との勅諭が見える。太宗の遺旨としてワルカの副遷が永久に停止されたのである。もはや数からいつても殆どこのつていたかつたらうし、山海關に入り、二十日後に北京城を占領する清朝として、なんら心のこりはなかつたらう。

歴史家の眼よりすれば、このワルカの副遷ならびにこれに先立つ咸北よりの大移動は、久しく女直の地であつた咸北ならびに間島の地を、女直的には無人の地とした。鮮人は咸北を埋

め、名実ともに豆滿江が鮮滿の國境となつた。しかし間島も無人である。鮮人はここにも入つて勤勉にその野を耕やした。いまでは間島は中共の朝鮮族自治州となつてゐる。そのもととなつた時期をしるして見た。

註

- (1) これについては津田左右吉博士「朝鮮歴史地理」、池田宏博士「鮮初の東北境と女真との關係」、瀋陽地理歴史研究報告、二、四、五、七)等、くわしい研究があるが、和田清博士「明初の滿洲経略(東亞史研究滿洲篇)」はこれらの要をとり、訂正している。
- (2) また遺子、胡人なども見える。
- (3) 和田清博士「明初の滿洲経略下」
- (4) 和田博士前掲論文では兀狄哈のうち倭真は赫哲にひとしく Golle であり、南突もこれと同族、關原君は Oochi とする(東亞史研究滿洲篇三七頁)が、南突は清初に帰服した都魯氏であり、關原は滿洲實録の庫爾喀部で、これもまた清初、揚古利に率いられて來歸した。これらが建州女直である清朝の内部に容易に融合している点から、少くとも十七世紀には民族的差異は認められないのではないか。拙稿「明末清初の野人女直について」(東洋學報四二ノ二)に參看。

- (5) 大東輿地圖には撫夷堡の対岸に時鏡坪が記されている
- (6) 成宗實錄卷二五九、二十二年十一月戊子の条。
- (7) 史籍撰覽本。

- (8) 滿洲歴史地理第二卷「清初の疆域」
- (9) 宣祖實錄卷八七、宣祖三十年四月壬戌の備邊司啓に老乙可赤等……兀可赤字雖異、而音近といひ、この兀可赤と兀阿赤とが同人であることも疑ない。
- (10) 滿鮮地理歴史研究報告第四卷「鮮初の東北境」
- (11) 老土の住地は宣祖實錄卷一二〇のその朝鮮軍の討伐の記事に見え、旧豊山、旧茂山よりほぼ同じ距離の今の茂山、すなわち東良北に当ることは誤らない。
- (12) 宣祖實錄卷一二二、三十三年六月癸巳、兵曹啓。
- (13) 同、卷一二七、同年七月戊午、備邊司啓には、老土既附老酋とあつて、以下にはヌルハチにその送還を命ずる箇所が見える。
- (14) 同、卷一八五、三十八年三月丙申の備邊司啓。
- (15) 同、卷一八七、三十八年五月乙未の条。
- (16) 同、卷一九三、同年十一月丁亥の条。
- (17) 同、卷一九〇、同年八月壬子の平安兵使成允父の啓中に老酋与忽温通信、今春忽温売我國人物于老城甚多云との箇所が見える。
- (18) 同、卷二〇一、三十九年七月甲戌の条。
- (19) 同、卷一六五。
- (20) 同、卷二〇八、四十年二月己亥の条。
- (21) 滿洲實錄卷三、丁未年の条。
- (22) 宣祖實錄卷二〇九、四十年三月甲申の李時発の馳啓中では將帥称号者三人、而二人則父子云とあるが、シムル

ガナとチュイニンとはのちにともに殺されるので、その仲の善いから父子と誤られたのかもしれない。

- (23) 同右。
- (24) 光海君日記卷四二の三年六月十九日の条にはヌルハチの潰した髮軍ら三人が鍾城外の住胡を擄えに來て逃したことをのせ、仁祖實錄卷五の二年四月己亥の条には、仁祖が越邊藩胡部落幾許戸耶と問うたに對し、戸曹判書沈悦は會堂越邊有二十余戸、慶興越邊有三十余戸と答えているが、これは清朝が認めて存した戸であるに相違ない。前者のごとき例は極めて少数だつたと思われる。
- (25) 滿洲入関前与高麗交渉史料(國學文庫)二六頁には兩國所有兀良哈人、俱當册送とあつて、これは崇徳二年正月二十日降服した仁祖に對する二十八日の太宗の詔諭なのである。
- (26) 同、四八頁。
- (27) 瀋陽狀啓(奎章閣叢書)一八頁には

講和之後、切不擄掠人物事乙、申令不嚴明、而蒙古等不有法禁、或有擄掠者、今者查獲得一童子、乃講和後被擄人也、故副給とあつて、崇徳二年正月二十日以後に捕えた者は調査した上、返すが、それ以前の捕獲は掃えた者より買ひもどす以外は、帰還や脱逃を許されなかつたのである。

- (28) 滿洲入関前与高麗交渉史料六三―六五頁。
- (29) 同、九一頁。